

令和5年9月19日

被告知人（被告）
日向市長 十屋 幸平 殿

訴訟予定告知書

日向市浜町3丁目29番地
告知人（原告） 黒木 紹光

告知人は、被告知人に対して、原告と被告間の差止請求事件について、訴訟（9月28日予定）の告知をする。

第1 告知の趣旨

令和5年8月28日、貴殿は市民の了承なく大王谷プール解体工事を栄建設株式会社と契約し、9月15日、日向市議会は、日向市総合体育館設計施工契約を認める議案を可決しました。

このまま、貴殿が大王谷プール解体工事を開始し、日向市総合体育館設計施工契約を締結すれば、貴殿は、日向市民に対して、取り返しのつかない莫大な損害を与えることとなります。また当該行為は、背任罪に該当します。

したがって、直ちに日向市総合体育館建設計画の推進を一時停止し、令和6年3月日向市長選挙で、日向市民にその是非を問うことを求めます。

第2 告知の理由

1 貴殿による違法な大王谷プール解体工事請負契約締結

（1）大王谷プールは、日向市において唯一の市営プールであり、小中学校が夏休み期間である7月下旬から8月下旬までの38日間しか営業しないにもかかわらず、毎年約6000名の利用者があって、多くの日向市の子供たちの貴重な楽しみとなってきました。

この人気の理由は、大王谷運動公園という日常の喧騒を忘れられる静かで緑に囲まれた環境の中に、乳幼児から大人まで低料金で半日楽しく過ごせる充実した施設だからです。子供たちに大人気の流れるプール、乳幼児を安心して水遊びさせられる乳幼児プール、競技として水泳をするための25mプールという3タイプのプールが、周囲に休むスペースを確保しながら適度に配置されて

います。

このすばらしい環境の中のこの施設が多くの市民、とりわけ子供達に愛され、公共施設として価値が高いことは、言うまでもありません。

(2) したがって、大王谷プール利用によって得られる付加価値は、日向市民が有する公共サービスを受ける権利、及び環境権であるから、これを貴殿が侵害することは許されません。

にもかかわらず貴殿は、令和5年8月28日、勝手に大王谷プール解体工事請負契約を締結しました。貴殿の本行為は、明らかに地方自治法及び公共サービス基本法違反かつ環境権侵害であるから、無効であり、契約破棄を求めます。

2 日向市総合体育館設計施工契約締結の違法性

(1) 仮に、貴殿が日向市総合体育館設計施工契約を締結した場合、本契約締結行為は違法です。

なぜなら、日向市総合体育館は、前項で示した大王谷プール解体後の跡地に建設するからです。つまり、日向市総合体育館設計施工契約は前項で示した違法な大王谷プール解体工事請負契約を前提としたものであるから、すなわち、大王谷プールが解体されなければ、日向市総合体育館は物理的に施工が不可能であるので、違法契約及びその履行を前提とした日向市総合体育館設計施工契約は違法です。

(2) 一方、前項の通り、大王谷プールは、多くの市民に愛され親しまれている日向市民の重要な公共施設です。また、日向市総合体育館設計施工契約は、36億8852万円という巨額の契約です。

さて、ここで今現在日向市が置かれている特有の状況を考慮しなければなりません。なぜなら、日向市は、令和6年3月17日、日向市長選挙が予定されていますが、大半の市民は大王谷プール解体とこの世紀の無駄遣いに反対しています。したがって、令和6年3月日向市長選挙では、当計画を推進する貴殿が市民に信任される可能性は極めて低いと言わざるを得ません。

貴殿が、仮に、このような状況下で大王谷プールを解体し、日向市総合体育館設計施工契約を締結すれば、日向市民は、多大な経済的損失を被ることになります。

なぜなら、現総合体育館建設計画を推進する貴殿が、令和6年3月の市長選挙で反対する候補者に負けた場合、反対の信任を受けた新市長によって日向市総合体育館設計施工契約は契約解除されるからです。そうなれば、日向市民は、

大王谷プールという貴重な公共施設を失った上、川南町同様、契約解除に伴う多額の賠償金の支払い義務を負うからです。

多大な経済的損失の見込み額は、業者選定委託業務費 5 0 0 0 万円＋大王谷プール解体工事費 5 6 1 7 万円＋設計施工契約解除に伴う賠償金 7 億 3 7 7 0 万円（契約金 3 6 億 8 8 5 2 万円の 2 0 %）＝ 8 億 4 3 8 7 万円となり、さらに、失われた大王谷プール再建費用数億円が加算されます。

（3）仮に、前段で示した損失が現実になった場合、大王谷プール解体工事と日向市総合体育館設計施工契約締結行為は、背任罪に該当します。なぜなら、当該行為は、行為時に総合的に見て、日向市に利益が生じる可能性より不利益が生じる可能性が高いにもかかわらず当該行為に出ることにより、与えられた裁量を明らかに逸脱する任務違背になるからです。

したがって、その場合、告知人は貴殿を訴追せざるを得ず、貴殿に不利益（莫大な賠償責任及び刑事責任）及び不名誉をもたらすことから、ここに事前にお知らせした次第です。

3 結語

本訴訟は、現時点で日向市総合体育館建設計画の是非を問うものではなく、日向市民の総意（民意）を確認するために、令和 6 年 3 月の市長選挙まで約 6 か月間計画推進を一時停止することを求めるものです。

日向市民の総意（民意）を確認せずして計画を推進することには、何らの正当性もなく、地方自治の理念を蔑ろにする暴挙です。6 か月間待つて民意を問うべきか、待たずに民意を無視して計画を推進すべきか、改めて言うまでもありません。

繰り返しますが、もし万が一、貴殿が無謀にも 6 か月間待たずに民意を無視して計画を推進したら、日向市民に対して、取り返しがつかない莫大な損害を与える蓋然性を否定できません。

貴殿は、市政の最高責任者として、上記の莫大な損害を回避する責任があります。一度立ち止まって市民に説明責任を果たした上で、令和 6 年 3 月の市長選挙で、正々堂々と市民に本件建設計画の是非を問うべきです。

尚、貴殿が早期に日向市総合体育館建設計画推進を一時停止する場合は、本訴訟を中止いたしますので、本件に関し、9 月 2 7 日までに具体的にご回答頂けることをお願い申し上げます。

以上